

新潟県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇 二

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

新潟県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和54年新潟県教育委員会規則6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。